

2026年 8月 17日
九州電力株式会社

海水温度の調査に関するご質問への回答（九州電力）

佐賀県環境放射能技術会議（2026年5月19日開催）において、「令和7年度温排水影響調査結果」（玄海水産振興センター）および「玄海原子力発電所周辺海域環境調査結果（案）（令和7年度）」（九州電力）についてご報告した際に、委員より以下のご質問を頂きましたので、回答を整理しました。

【ご質問】

- ① 1℃以上の水温上昇範囲を評価しているが、温度差1℃に着目している理由は何か。
（どのような観点で1℃差を目安に評価を行っているのか）
- ② 火力発電所の温排水に関しても、原子力発電所と同様の温度測定をしているのか。
- ③ 火力発電所の調査時には何℃差を目安に評価をしているのか。またその理由は何か。

【ご回答】

温排水による影響については、国の中公審（中央公害対策審議会）温排水分科会から昭和50年に公表された『温排水問題に関する中間報告書』において、「温排水の排出されている排水路並びにその排出に伴い常時2～3℃以上昇温している水域の範囲で生物相が変化したり、その種類数が減少したりする現象が見られることもあるものの、この水域を外れると生物相の顕著な変化は知られていない。ただ、のり等については、1℃の昇温により影響が見られることもある」とされています。

また、現在、経済産業省が発行している『発電所に係る環境影響評価の手引』（平成11年発行、令和7年最終改訂）の参考資料である「火力・原子力発電所に係る海域環境モニタリング調査の基本的考え方」において、調査範囲は「発電所放水による水温上昇1℃の拡散予測範囲を包含する範囲を対象とする。」とされています。

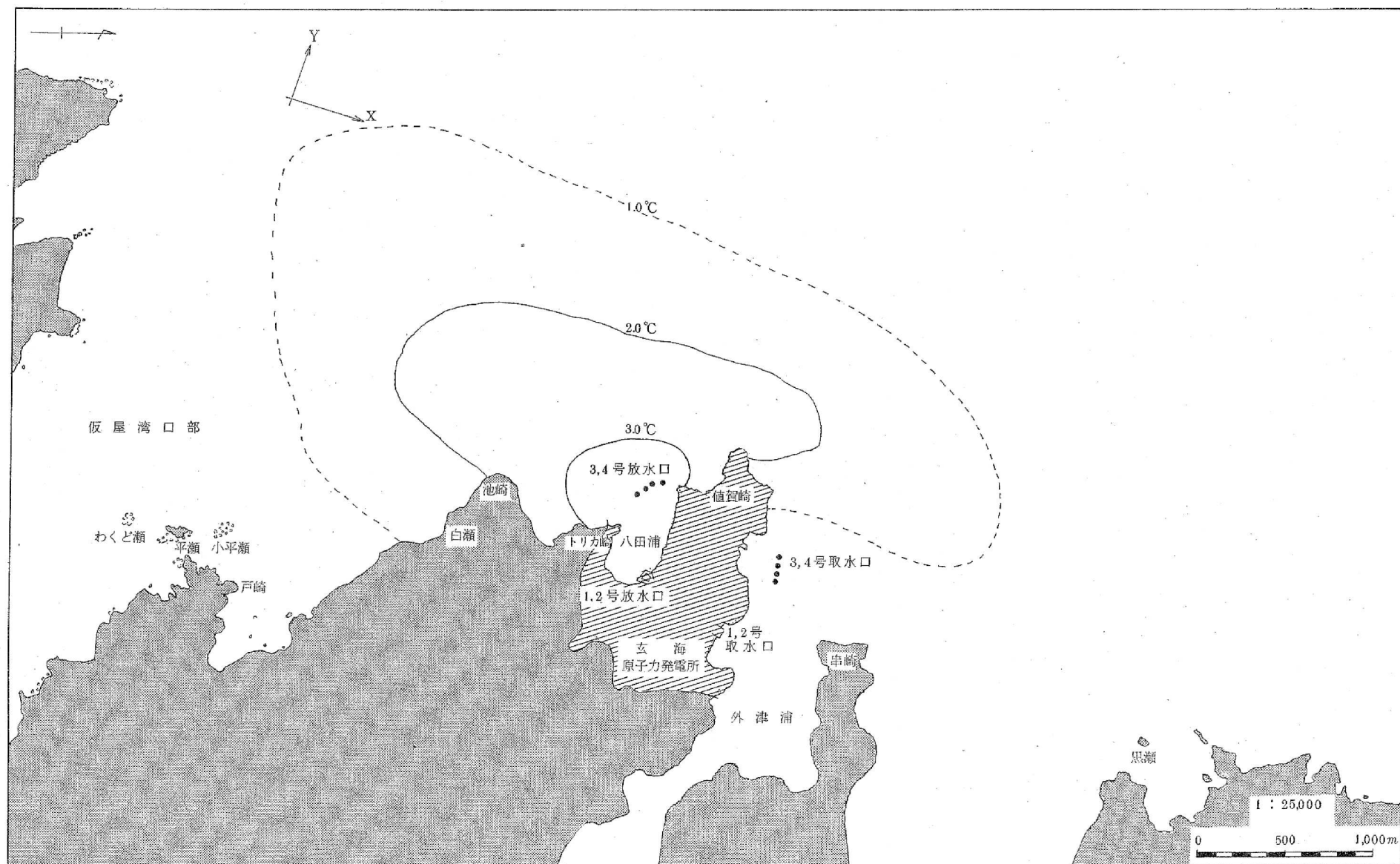
当社においては、この考え方にに基づき、水温が1℃以上上昇した範囲を温排水拡散域（水温上昇範囲）としています。

なお、火力発電所の温排水の温度測定については、火力発電所の運転開始前後の一定期間において、海域の温度測定等を実施しています。

また、火力調査時の温度差の目安については、原子力発電所と同様、水温上昇1℃を目安に評価しています。

以 上

第 4.1-7 図 1～4 号機 拡散予測範囲 (- 1 m)



注: 沿岸方向はX方向、沖合方向はY方向を示す。